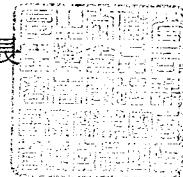


薬食機発第0523001号  
平成20年 5月23日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿



厚生労働省医薬食品局  
審査管理課医療機器審査管理室長



#### 指定管理医療機器の付帯的な機能のリストについて（その5）

薬事法（昭和35年法律第145号）第23条の2第1項に規定する指定管理医療機器等の認証について、認証申請される指定管理医療機器が有する機能のうち、医療機器の使用目的、効能又は効果に影響を与えることがない付帯的な機能であって、既存の医療機器においても同等の機能を有しているもの（以下「付帯的な機能」という。）については、平成17年6月8日付け薬食機発第0608001号「指定管理医療機器の付帯的な機能のリストについて（その1）」等により示してきたところであるが、今般、別表に掲げる適合性認証基準に対する付帯的な機能のリストを別添のとおり作成したので、貴管下関係団体、関係業者等に周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、各登録認証機関の長、日本医療機器産業連合会会长、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事あて送付することとしている。